

# 高等学校生徒を対象とする公開講座実施要項

和歌山県教育委員会  
和歌山大学

## 【公開講座の趣旨】

1 高等学校生徒の多様な興味・関心、進路希望等を踏まえ、和歌山大学（以下「大学」という。）の授業を聴講させることにより、学習の選択幅を拡大し、大学の教育内容に対する理解を深めさせるとともに、生徒自らの意欲的取り組みの促進に協力するため、和歌山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と大学との連携のもとに実施するものである。

## 【開設形態】

- 2 高等学校生徒を対象とする公開講座は次のとおりとする。
- ① 大学における通常の授業を高等学校生徒を対象とする公開講座として開設し、大学生と一緒に聴講させる。
  - ② 大学が開設する一般市民対象の公開講座を聴講させる。
  - ③ 高等学校生徒のみを対象とした講座を開設し聴講させる。

## 【受講料の徴収】

- 3 大学が開設する公開講座を受講する高等学校生徒からは、和歌山大学が定める「国立大学法人和歌山大学公開講座講習料の額に関する内規」に基づき所定の講習料を徴収する。  
納付された講習料は、いかなる理由があっても返還しない。

## 【受講料以外の費用】

- 4 当該公開講座において使用する教科書代及びその他の費用は、受講者の負担とする。

## 【公開する授業科目等】

- 5 高等学校生徒に公開する授業科目等は次のとおりとする。
- ① 原則として、大学が開設する専門科目の中の基礎的な授業科目のうち、各学部が指定する授業科目とする。
  - ② 大学が開設する一般市民対象の公開講座のうち、県教育委員会が指定する公開講座とする。
  - ③ 県教育委員会が本事業に関して特別に開設する高等学校生徒のみを対象とした講座とする。

## 【受講可能人数】

- 6 受講可能人数は次のとおりとする。
- ① 大学が公開する授業科目については、公開する授業科目毎に大学が定める。
  - ② 一般市民対象の公開講座については、各講座における募集人数内とする。
  - ③ 高等学校生徒のみを対象とした講座については、各講座毎に指定する人数とする。

## 【公開授業の開始時間等】

- 7 高等学校生徒に公開する授業科目等の開始・終了時間は次のとおりとする。
- ① 大学における通常の授業は、16時30分以降の開始とし、授業時間は90分とする。
  - ② 一般市民対象の公開講座は、各講座で定めている時間とする。

#### 【公開する授業科目等の通知】

- 8 公開する授業科目等の通知は次のとおりとする。
- ① 大学は公開する授業科目を決定し、シラバス等を添付して県教育委員会へ通知する。
  - ② 大学は一般市民対象の公開講座について、県教育委員会へ通知する。

#### 【受講申込】

- 9 受講申込については次のとおりとする。
- ① 大学が公開する授業科目については、県教育委員会が受講申込を受け、受入可能人数の範囲で受講者を決定し、大学に申し込む。講習料は高等学校単位で和歌山大学の指定口座に振り込む。
  - ② 一般市民対象の公開講座については、所定の受講申込書を県教育委員会を通じて、大学に提出する。
  - ③ 高等学校生徒のみを対象とした講座については、県教育委員会で受講者等を決定する。

#### 【災害共済給付制度への加入】

- 10 授業科目の受講が決定した生徒は、必ず独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入していなければならない。

#### 【受講許可】

- 11 受講申込に対する許可は、身分証明書（受講証）の発行をもって許可とする。

#### 【附属図書館の利用】

- 12 授業科目を受講する生徒は、受講期間中に限り、大学附属図書館での図書の閲覧及び貸し出しを受けることができる。

#### 【レポートの提出】

- 13 授業科目を受講した生徒は、指示があればレポートを作成し、和歌山大学教務課又は当該授業科目の担当教員に提出するものとする。

#### 【修了証書の交付】

- 14 大学は授業科目等を受講した生徒の受講状況を確認の上、原則として3分の2以上の出席があった場合に修了証書を交付する。

#### 【単位認定の有無】

- 15 大学は授業科目等を受講した生徒に対し、単位認定は行わない。

#### 【受講証明書・修了見込証明書の交付】

- 16 大学は授業科目等を受講した生徒の受講状況を確認の上、希望者に対して、受講証明書、修了見込証明書を交付する。

#### 【アンケート調査】

- 17 大学と県教育委員会は、公開された授業科目の受講者、担当教員、受講大学生、派遣高校へのアンケート調査を実施する。

#### 【協議等】

- 18 大学は県教育委員会に当該年度の実施結果等報告し、協定に疑義が生じた場合は双方で協議する。